

○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件
 〔平成十五年九月三十日 財務省告示第六百六号〕
 〔最終改正 令和四年十一月十一日 財務省告示第二百九十四号〕

、法人税を課さない法人を次のように指定し、平成十五年十月一日から適用する。
 別表に掲げる法人

別表

| 名 称 | 根 拠 法 |
|-------------------------|--|
| 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 | 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法 (平成十六年法律第百三十五号) |
| 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 | 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法 (平成十一年法律第二百八号) |
| 国立研究開発法人建築研究所 | 国立研究開発法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号) |
| 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター | 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法 (平成十一年法律第百九十七号) |
| 国立研究開発法人国立環境研究所 | 国立研究開発法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号) |
| 国立研究開発法人国立がん研究センター | 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号) |
| 国立研究開発法人国立国際医療研究センター | |
| 国立研究開発法人国立循環器病研究センター | |
| 国立研究開発法人国立成育医療研究センター | |
| 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター | |
| 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター | |
| 国立研究開発法人産業技術総合研究所 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号) |
| 国立研究開発法人森林研究・整備機構 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第百九十八号) |

| | |
|----------------------------------|---|
| 独立行政法人日本貿易振興機構 | 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号） |
| 独立行政法人農畜産業振興機構 | 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号） |
| 独立行政法人農林水産消費安全技術センター | 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第八十三号） |
| 独立行政法人福祉医療機構 | 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号） |
| 独立行政法人北方領土問題対策協会 | 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第三百三十二号） |
| 独立行政法人水資源機構 | 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号） |
| 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 | 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号） |
| 独立行政法人労働者健康安全機構 | 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号） |
| 独立行政法人労働政策研究・研修機構 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号） |
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第一百五号） |